

第1編 基本

○学校法人久留米工業大学寄附行為

(昭和33年8月13日 制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人久留米工業大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県久留米市上津町2228の66番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とし、併せて、その収益を学校の経営に充てるため、収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 久留米工業大学 大学院 工学研究科
工学部 機械システム工学科
交通機械工学科
建築・設備工学科
情報ネットワーク工学科
教育創造工学科
- (2) 祐誠高等学校 全日制課程 機械科
のりもの未来科
土木科
情報技術科
普通科
- (3) 専門学校 久留米自動車工科大学校 工業専門課程 一級自動車工学科
二級自動車工学科
車体整備工学科

(収益事業)

第5条 この法人が行う収益事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育用品及び日用食料小売業
- (2) 自動車運転免許教習業
- (3) 特定機械運転免許教習業

2 この法人は、前項の収益事業を行うため、次に掲げる施設を設置する。

- (1) 久留米自動車学校
- (2) 専門学校 久留米自動車工科大学校教習部

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち、1人を常務理事及び4人を担当理事とし、それぞれ理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事及び担当理事の職を解任するときも、同様とする。
(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長 1人
- (2) この法人の設置する学校の校長 3人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上5人以内
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 4人以上6人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところによりこの法人の業務（次条の担当理事に係る業務を除く。）を分掌し、この法人を代表する。

(担当理事の職務)

第14条 担当理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより次の各号に掲げる業務を分掌し、この法人を代表する。

(1) 久留米工業大学の運営及び経営に関すること。(大学担当理事)

(2) 祐誠高等学校の運営及び経営に関すること。(高校担当理事)

(3) 専門学校 久留米自動車工科大学校の運営及び経営に関すること。(専門学校担当理事)

(4) 久留米自動車学校の運営及び経営に関すること。(自動車学校担当理事)

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長、常務理事及び担当理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（福岡県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求するこ

とができる。

(責任の免除)

第18条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(理事会)

第19条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第17条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなけ

ればならない。

(常任理事会)

第22条 この法人に、理事長、常務理事及び担当理事をもって組織する常任理事会を置く。

(法人本部)

第23条 この法人に、理事長、理事、監事の業務の執行を補助し及びこの法人の事務を行うため、法人本部を置く。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、21人以上31人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
(議事録)

第25条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。以下同じ。)の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
(評議員の選任)

第28条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 10人以上14人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人以上11人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第29条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校(第4条に掲げる学校をいう。以下同じ。)に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に

記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第36条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第37条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び剰余金の処分等)

第39条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産、若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第40条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定

した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第49条 この法人は、第40条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、久留米工業大学の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第51条 この寄附行為の施行に関する必要な事項、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理運営等に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大	山	勘	治
理事	高	島	徹	雄
理事	久	富	金	作
理事	堤		格	哉
理事	石	丸		実
理事	野	口	倍	蔵
理事	坂	井	卓	市
理事	崎	村	武	雄
監事	熊	丸		治
監事	藤	田	善	雄

2 役員の任期は第8条の規定によらず本期に限り久留米工業高等学校設置後5年とする。

3 この寄附行為は、所轄庁の認可の日から施行する。

4 この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

5 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和59年12月22日)から施行する。

6 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和60年8月12日)から施行する。

7 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。

附 則

- 1 平成13年12月20日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 機械工学科、建築設備工学科及び電子情報工学科は、変更後の第4条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。
- 2 この寄附行為の改正前の第6条第1項第2号及び第3号により選出された理事は、それぞれ改正後の第6条第1項第3号及び第2号により選出された理事とみなす。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成21年5月26日から施行する。
- 2 前項の規程にかかわらず、第4条第1号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成21年11月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為は、理事会の承認の日（平成26年3月14日）から施行する。

附 則

平成27年11月24日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 祐誠高等学校自動車科は、改正後の第4条第2号の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和2年3月18日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

寄附行為改正事項

- 1 昭和33年8月13日(33総第614号)
学校法人久留米工業学園設立認可
- 2 昭和33年12月23日(33総第1163号)
議事・議決の定足数等の一部改正
- 3 昭和35年2月27日(35総第37号)
理事・評議員の増加等
- 4 昭和37年2月28日(36総第202号)
久留米工業高等学校設置
- 5 昭和39年8月13日(39総第394号)
久留米高等整備学校に校名変更
久留米建設機械専門学校設置
- 6 昭和41年1月25日(文部省地管第1の101号)
久留米工業学園短期大学設置
- 7 昭和41年12月20日(文部省校管第126号)
収益事業設置
- 8 昭和47年5月13日(文部省校管第75号)
理事・評議員の減員等
- 9 昭和48年1月27日(文部省校管第151号)
久留米工業学園短期大学設備工業科新設
- 10 昭和51年1月10日(文部省校管第1の38号)
久留米工業大学設置
- 11 昭和51年1月10日(文部省校管第1の39号)
学校法人久留米工業学園を学校法人久留米工業大学に名称変更
- 12 昭和51年3月1日(文部省地管第1の9号)
久留米工業高等学校を久留米工業大学附属高等学校に校名変更
- 13 昭和51年4月1日(文部省地管第1の25号)
久留米建設機械専門学校工業専門課程(専修学校法による認可)
- 14 昭和51年6月17日(私立学校法一部改正学科名称登記)
久留米工業大学工学部 機械工学科・交通機械工学科・建築設備工学科
久留米工業大学附属高等学校全日制課程 機械科・自動車科・土木科・情報技術科・
普通科
- 15 昭和54年6月5日(文部省地管第1の20号)
久留米工業学園短期大学を廃止
久留米高等整備学校を久留米自動車学校に校名変更
- 16 昭和54年9月21日(文部省校管第1の88号)
法人事務所の所在地変更
- 17 昭和56年2月19日(文部省校管第1の11号)
法人事務所の所在地変更
- 18 昭和58年2月23日(文部省校管第1の4号)
理事・評議員の増減

- 19 昭和59年1月10日(文部省地管第1の42号)
久留米建設機械専門学校工業専門課程を久留米工業技術専門学校工業専門課程に
校名変更(昭和59年4月1日から施行)
- 20 昭和59年12月22日(文部省校高第1の59号)
久留米工業大学工学部に電子情報工学科を増設
- 21 昭和60年8月12日(文部省校高第1の41号)
理事会及び評議員会の議事録署名押印の変更
- 22 平成7年3月16日(文部省校高第37号)
久留米工業大学大学院設置
- 23 平成13年12月20日(13校文科高第2239号)
久留米工業大学工学部に環境共生工学科を増設
- 24 平成17年4月1日(16地文科高第277号)
私立学校法の一部改正に伴う改正、常任理事会の新設、常務理事、担当理事の設
置、久留米自動車学校、久留米工業技術専門学校教習部の収益事業への移行及び
これに伴う収益事業種目の追加並びに久留米工業大学附属高等学校を祐誠高等学
校に校名変更
- 25 平成19年4月1日
久留米工業大学工学部に教育創造工学科を増設、同大学大学院に自動車システム
工学専攻を増設
- 26 平成21年4月1日
久留米工業大学の別科の廃止
- 27 平成21年11月6日
収益事業の変更
- 28 平成22年4月1日
久留米工業技術専門学校に一級自動車工学科を設置、同専門学校の自動車工学科
名の変更
- 29 平成26年4月1日
久留米工業大学の環境共生工学科の廃止、久留米工業技術専門学校の専門課程及
び専攻を工業専門課程に変更
- 30 平成28年4月1日(27受文科高第1561号)
久留米工業専門学校の車体整備専攻科を車体整備工学科に変更、同校の校名を専
門学校 久留米自動車工科大学校に変更並びにこれに伴う所要の改正
- 31 令和2年4月1日
祐誠高等学校の自動車科をのりもの未来科へ変更
- 32 令和2年4月1日(元文科高第1031号)
私立学校法の一部改正に伴う改正